

第四次 江戸川区 学校教育情報化推進計画

**令和7年6月
江戸川区教育委員会**

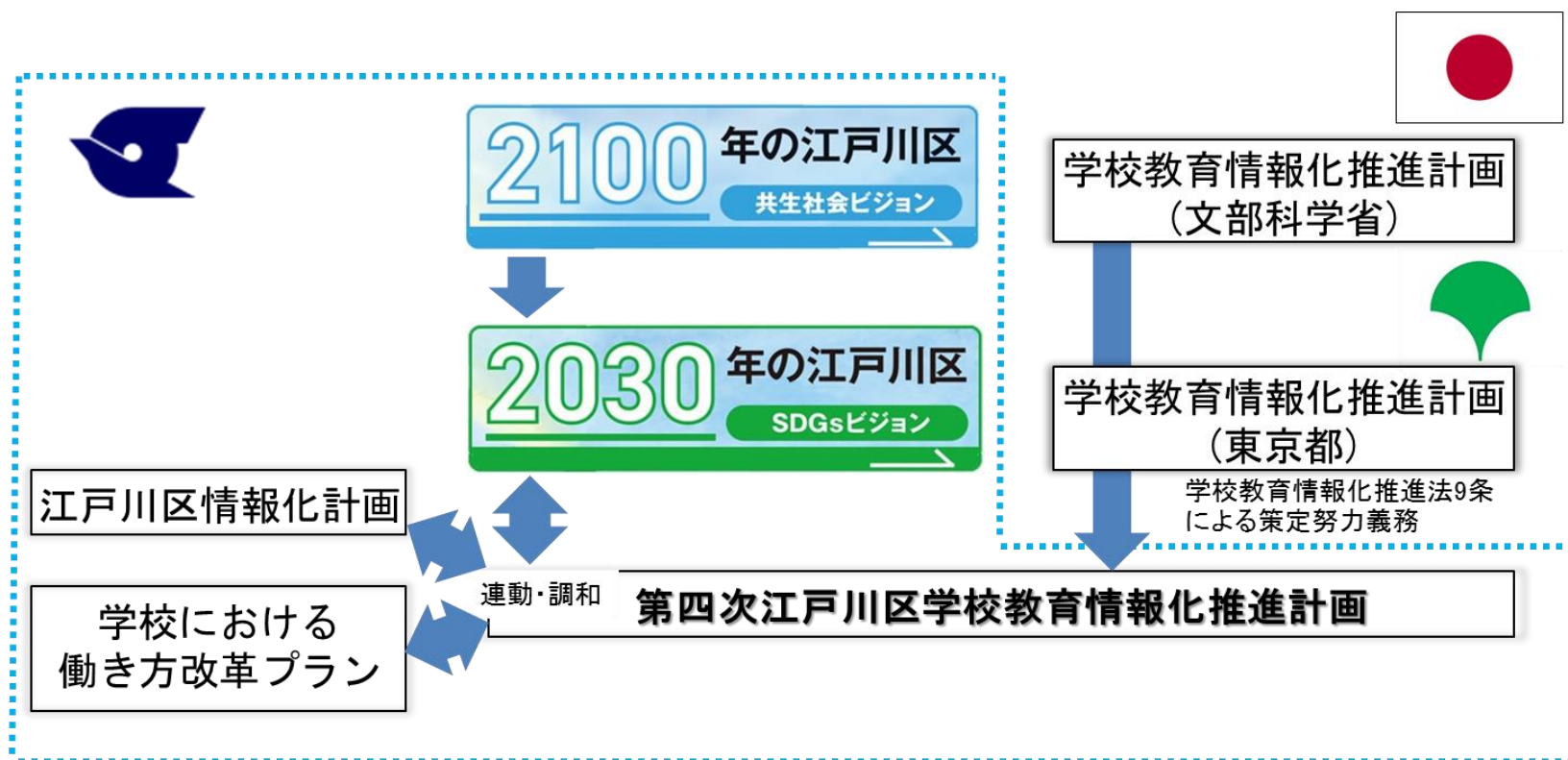
目 次

1. 学校教育情報化推進計画とは	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画期間	3
2. 教育の情報化をとりまく動き	4
(1) ICT（情報通信技術）を巡る動き	4
(2) 教育を巡る動き	5
(3) 社会を巡る動き	7
3. 江戸川区における教育情報化の取組みの現状	8
4. 教育情報化推進における基本的な考え方	10
(1) 基本目標	10
(2) 基本方針	11
(3) 各分野の推進目標と施策	12

1. 学校教育情報化推進計画とは

(1) 計画の位置づけ

- 学校教育情報化推進法に基づき、文部科学省が「学校教育情報化推進計画」を策定（R4年度）。地方自治体による計画策定も努力義務。
- 江戸川区では、Society5.0などの大きな社会変革にかんがみ、
 - 「人」「社会」「経済」「環境」「未来」とともに生きる『共生社会ビジョン』（長期計画）
 - 「誰一人取り残さない」を理念とする『SDGsビジョン』（中期計画）を念頭に、学校教育分野での具体的な行動計画として策定、推進。



(2) 計画期間

- 文部科学省・東京都の計画期間を参考に、江戸川区では、R7～R11年度の5年間を計画期間として第四次計画を策定。
- ただし、環境の変化の激しい分野における計画であることから、文部科学省・東京都と同様に、3年目に計画の見直しを想定。

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
文部科学省 学校教育情報 化推進計画	★ 策定	計画期間						
				★ 見直し				
東京都 学校教育情報 化推進計画		★ 策定	計画期間					
					★ 見直し			
第四次 江戸川区 学校教育情報 化推進計画			★ 策定	計画期間				
						★ 見直し		

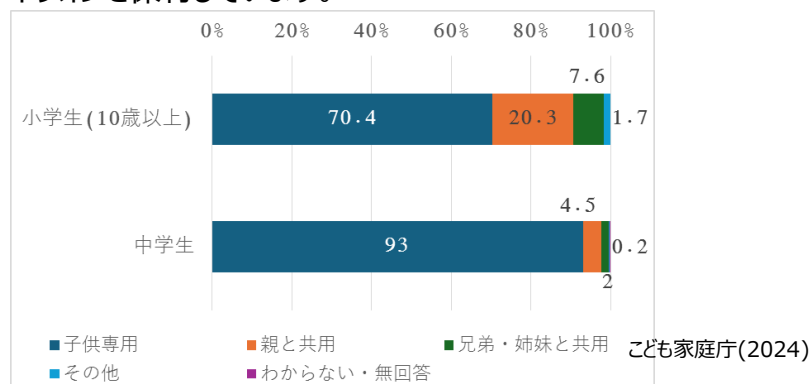
2. 教育の情報化をとりまく動き

(1) ICT（情報通信技術）を巡る動き

ICTが浸透し、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが進展しています。一方、児童生徒のICT利活用や情報管理等についても留意が必要となっています。

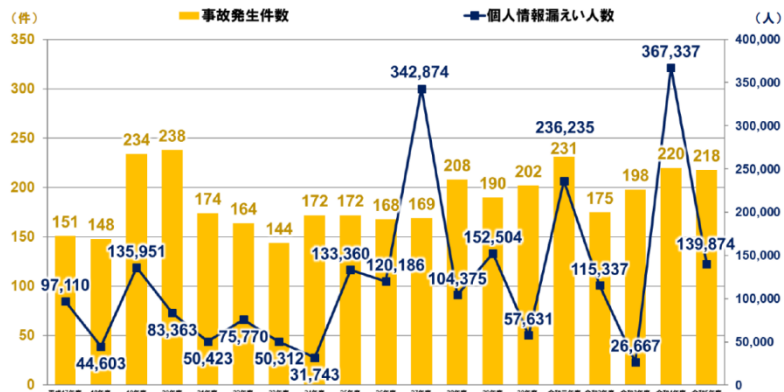
児童生徒のスマートフォン保有状況

小学校高学年児童の7割強、中学生の9割強が自身専用のスマートフォンを保有しています。



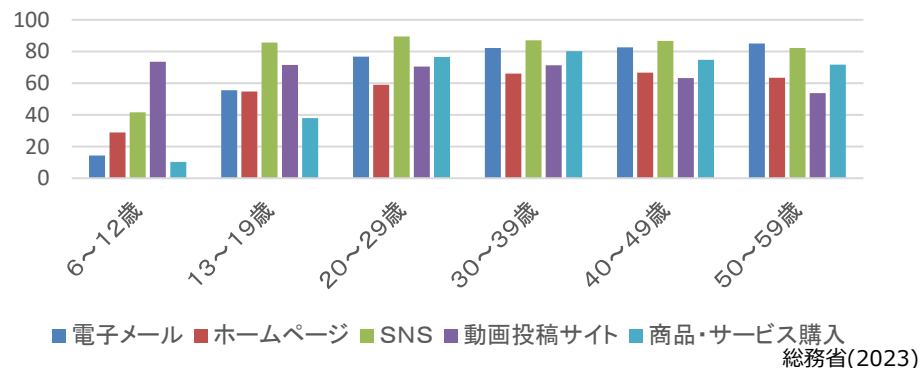
学校・教育機関の個人情報漏えい状況

学校・教育機関での個人情報漏えい事故は減少しておらず、漏えい件数も多い時には数十万人分にのぼります。



インターネットの利用目的

電子メールやホームページを中心に利用する大人世代と、画像サイトやSNSが中心の子ども世代では、利用目的が大きく異なります。



デジタルトランスフォーメーション (DX) の進展

単なる「業務のデジタル化」を超えて、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることである「デジタルトランスフォーメーション (DX)」が様々な分野で進展し始めています。

デジタイゼーション



デジタルは、確立された産業の効率化などを補助するツール

デジタライゼーション



デジタルは、産業と一体化することで、ビジネスモデル自体を変革する

デジタル・トランスフォーメーション



デジタルは、産業内の制度や組織文化の変革を促す

総務省(2021)

(2) 教育を巡る動き

変化の激しい社会で子どもたちが生き抜くための教育の方向性が示され、先進的なICT環境も整備されました。これらの環境のもと、すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学び・協同的な学びを目指しつつ、働き方改革や教育DXが進められています。

第8次学習指導要領「生きる力」の推進

H29年より実施された第8次学習指導要領「生きる力」では、変化が激しく予測困難な未来を子どもたちが生き抜くことを目標としています。

育成すべき資質・能力の三つの柱

学びに向かう力
人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識・技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm

GIGAスクール構想の推進

R元年からのGIGAスクール構想では、全国小中学校の児童生徒1人1台のPC端末や高速大容量の通信ネットワークが整備されました。



https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf

「令和の日本型学校教育」

R3年の中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」では、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指しています。

2020年代を通じて実現を目指す学校教育 「令和の日本型学校教育」の姿

＼全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／



子供の学び

- ✓「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

#個別最適な学び #協働的な学び
#主体的・対話的で深い学び #ICTの活用



教職員の姿

- ✓環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

#教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携
#学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加



子供の学びや
教職員を支える環境

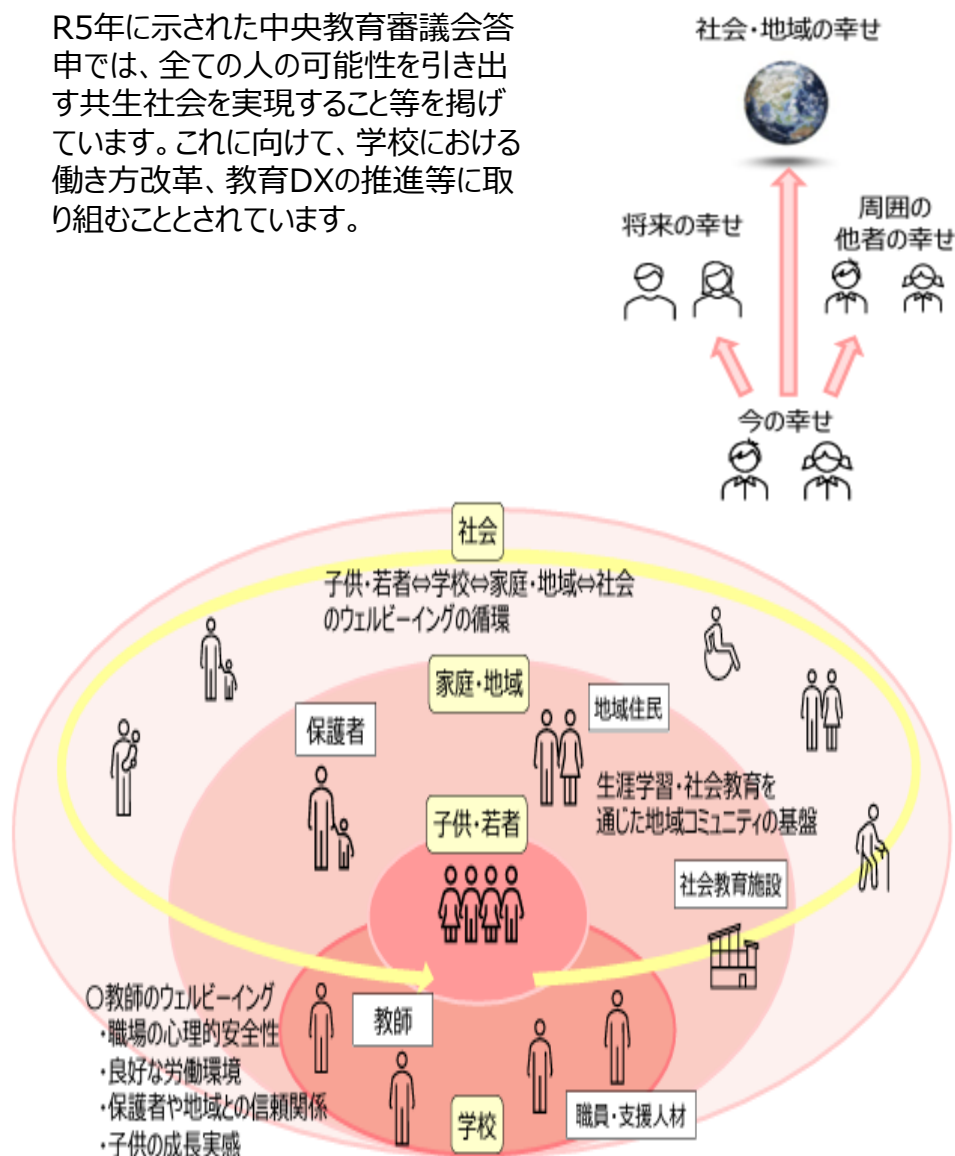
- ✓ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

#ICT環境の整備 #学校施設の整備
#少人数によるきめ細かな指導体制

https://www.mext.go.jp/content/20210329-mxt_syoto02-000012321_1.pdf

次期教育振興基本計画

R5年に示された中央教育審議会答申では、全ての人の可能性を引き出す共生社会を実現すること等を掲げています。これに向けて、学校における働き方改革、教育DXの推進等に取り組むこととされています。



https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_soseisk02-000028073_3.pdf

(3) 社会を巡る動き

新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの学校が休校し、ICT端末の活用による対処といった新しい動きが現れました。大地震や台風など、頻発する大規模自然災害にも鑑み、今後も一層、学びの保障への対応が求められています。

非常時の休校状況

新型コロナウイルス感染症の第1波では、全国の学校の9割以上が臨時休校となりました。

臨時休業の実施状況（国公立学校）

【4月22日（水）12時00分時点】

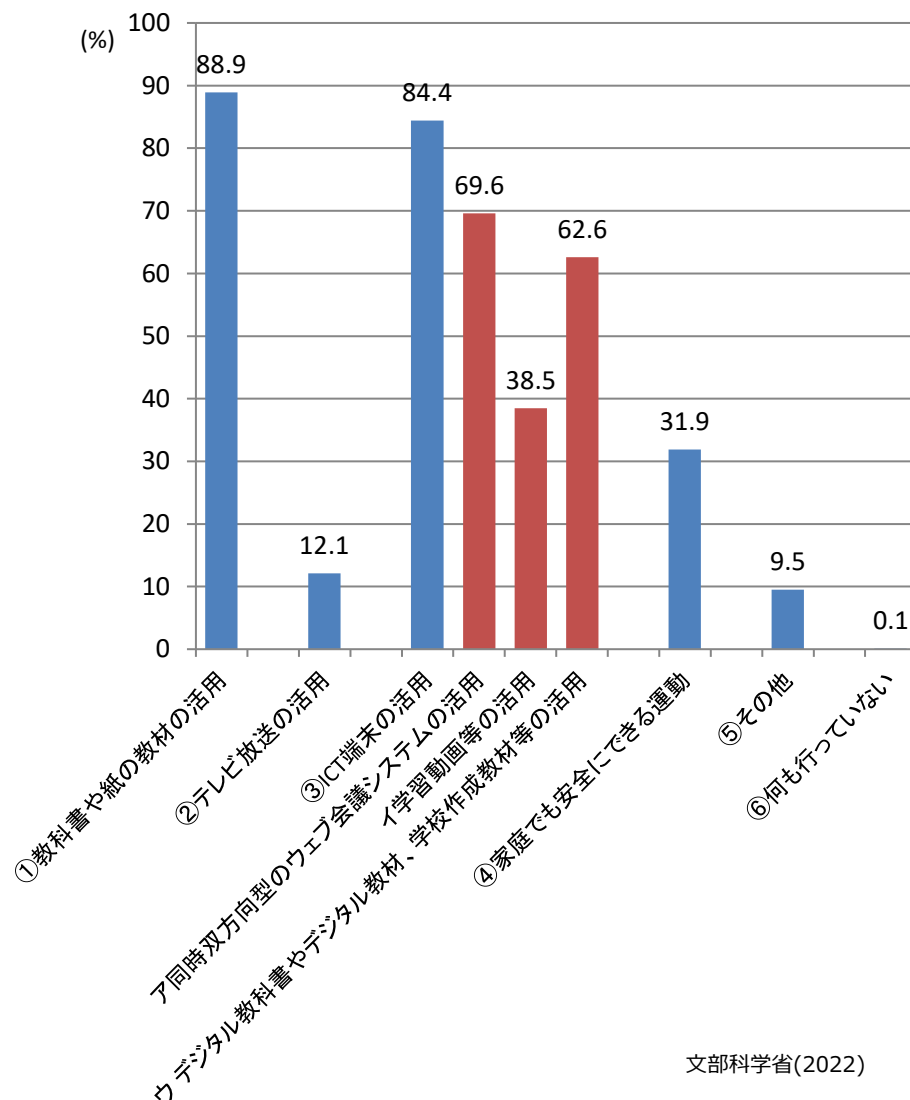
【公立学校】（単位：学校数）

	回答	臨時休業を実施中	臨時休業を決定	臨時休業を検討中	臨時休業の実施無し
幼稚園	3,112	2,265	90	78	679
小学校	18,964	17,933	669	282	80
中学校	9,196	8,705	303	142	46
義務教育学校	130	123	6	1	0
高等学校	3,534	3,412	24	97	1
中等教育学校	37	37	0	0	0
特別支援学校	1,086	1,039	20	25	2
専修学校高等課程	5	5	0	0	0
計	36,064	33,519	1,112	625	808

文部科学省(2020)

非常時の臨時休業への対処

新型コロナウイルス感染症により連続5日間以上休業した学校の多くは、紙教材の活用のみならず、ICT端末を活用していました。



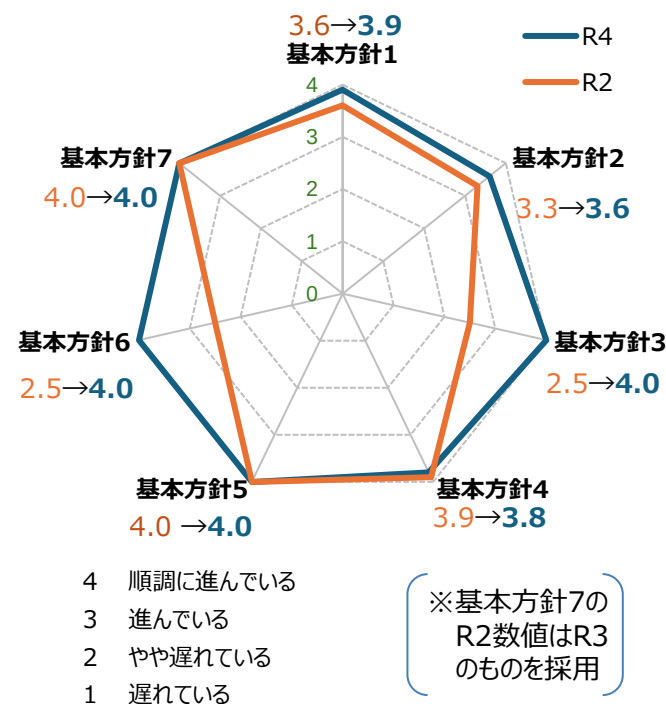
文部科学省(2022)

3. 江戸川区における教育情報化の取組みの現状

第三次江戸川区学校教育情報化推進計画では、GIGAスクールICT環境に基づき、「ICTを活用した児童生徒の情報活用能力をはぐくむ教育活動」「校務改善」に取り組んできました。

第三次江戸川区学校教育情報化推進計画（平成31年度～令和4年度）の7つの基本方針と達成状況

1	新しい時代の教育を見据えた、セキュアな環境のもとでの学校のICT環境の整備・向上
2	教科指導におけるICTの活用と体系的な情報教育の推進 （まとめる能力、表現する能力を支えるICTの活用）
3	教員の働き方改革に資する校務情報化の推進、校務支援システムの活用
4	教育の情報化を支える体制の充実
5	プログラミング教育など新しい時代の教育の推進
6	教育方法、教育内容の改善・見直し
7	教職員のワーク・ライフ・バランスの向上（柔軟な働き方）

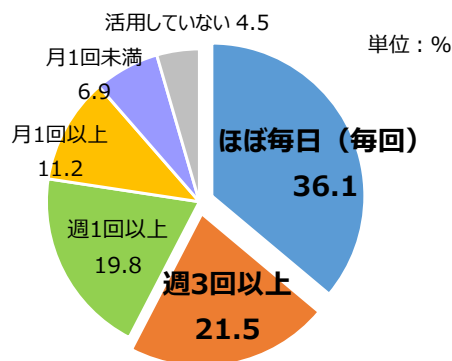


計画は全体的に順調に推移したものの、②教科指導・情報教育、④推進体制、⑤プログラミング教育、⑦柔軟な働き方、などには課題も。

タブレット端末の授業での活用、教員の指導力ともに向上してきています。
 その中で、協同的学習については、さらなる推進が求められています。

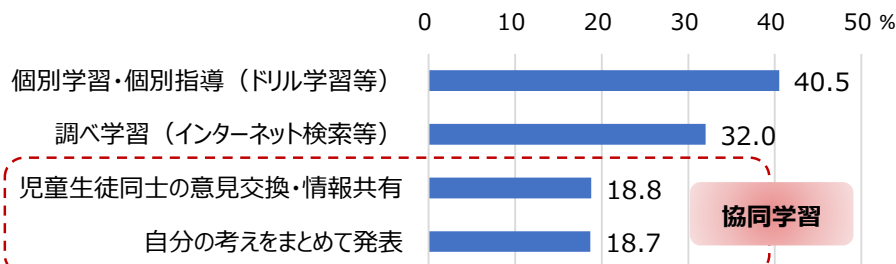
タブレット端末（iPad）の活用状況（R5）

約6割の教員がタブレット端末（iPad）を使った授業を週3回以上実施しています。



学習形態の多様化（R5）

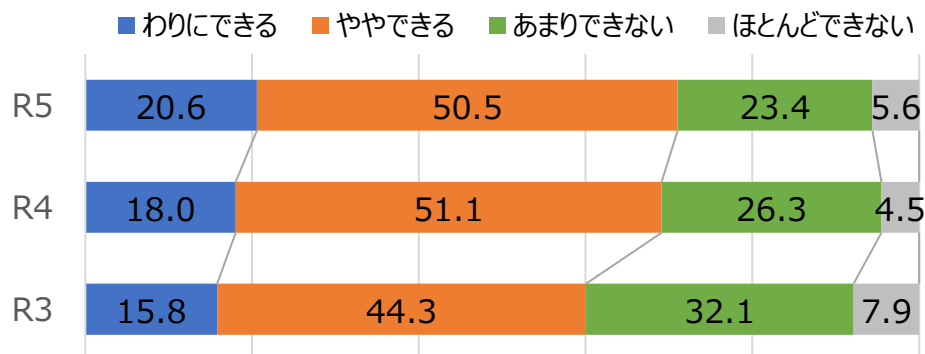
学び方の形態が多様化しています。児童生徒同士が互いに学び合う「協同学習」のさらなる推進が求められています。



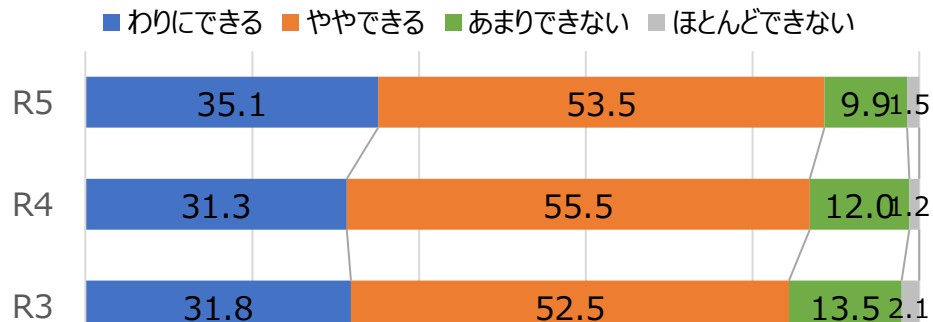
教員のICTを活用した指導力の向上

「できる」比率を引き上げるとともに、ICT環境の変化に対応した質的なレベルアップが求められます。

児童生徒のICTを活用した協同学習を指導する



児童生徒がICTを安全に利用できるよう指導する



4. 教育情報化推進における基本的な考え方

(1) 基本目標

- ICTの発達などによる学校のあり方の変化に対応しつつ、新しい時代に相応しい学校づくりを実現。
- 教育情報化推進にあたって、以下の基本目標を掲げます。

基本 目標	誰ひとり取り残さず、江戸川の子どもたちの資質・能力を育む ～高速通信ネットワークに接続された1人1台ICT端末の活用～
----------	--

- 子どもたちが情報を収集、整理、分析し、それを基に判断し行動する能力を高める
- 子どもたちが自ら学ぶ意欲を持ち、自己の興味や関心に基づいて学びを進めることを促し、子ども同士や教員との対話を通じて多様な視点や意見を共有し、理解を深めることを重視し、学びの内容を実生活に結びつけ、より深い理解と応用力を身につけることを目指す
- 様々な環境にある子どもたちが学習する機会を失うことがないようにする

(2) 基本方針

4つの基本方針に基づき、教育の情報化を
総合的かつ継続的に進めます

基本方針1

ICTを活用して、子どもたちが情報を収集、整理、分析し、それを基に判断し行動する能力などを高める

ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

情報活用
能力育成

配慮を要するICT活用
児童生徒対応 頻度

基本方針2

教員がICTを活用して、効果的に授業を行い生徒の学習を支援する能力を高めたり、ICT支援員など指導体制の強化を図るとともに、ICT活用に関する学校間の差を縮小させる

教員のICT活用指導力の向上と人材の確保

ICT活用
指導力

個別最適・協働的な学びでのICT活用 ICT支援員による活用

基本方針3

学校のICT環境の整備を一層推進する

ICTを安心・安全にいつでも使える環境の整備

HW・SW
・NW

体制整備 臨時休業ICT活用

基本方針4

ICTを活用した職員室のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、教員が子どもたちと向き合える時間を増やす

ICT推進体制の整備と校務の改善

校務DX

時間創造 働き方改革

(3) 各分野の推進目標と施策

基本方針1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

推進目標		子どもたちが情報を収集、整理、発信、分析し、それを基に問題解決や意思決定を行う能力を向上させる																
趣旨		- グローバル化が進み、変化が激しく予測困難な時代において、子どもたちには、解のない問いに対しても、多様な他者との対話を通じて、思考力・判断力・表現力等を発揮しながら粘り強く取り組み、新たな解を創り出す力が求められます。 - 問題発見・解決時、児童生徒自身が必要に応じて自在にICTを選択し、ICTを介したやりとりに際してはマナーや相手を尊重する態度を身に着けることが重要です。																
目指す姿	実現したいこと	児童生徒がICTを活用して思考力・判断力・表現力等を発揮し、他者と対話しながら問題発見・解決を日常的に行うようにします。																
	最終年度（R11年度）の目標値 <注1>	「児童生徒同士がやりとりする場面」で1人1台端末を「週1回以上」使用している児童生徒の比率が70% <注2>（R6年度：35.7%） - 情報モラルの授業を「学期に1時間以上」学習する児童生徒の比率が100% <注2>（R6年度：78.8%）																
実施内容・具体的施策	①ICTを活用した思考力・判断力・表現力育成 ②問題解決・探究における情報活用 ③情報モラル・情報セキュリティ教育の推進 ④プログラミング教育の推進	<table><tr><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr><tr><td colspan="2">教育委員会による研究</td><td colspan="3" rowspan="2">次期GIGA端末を活用した取り組み</td></tr><tr><td colspan="2">モデル授業の開発</td></tr></table>					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	教育委員会による研究		次期GIGA端末を活用した取り組み			モデル授業の開発	
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度												
教育委員会による研究		次期GIGA端末を活用した取り組み																
モデル授業の開発																		

<注1>：最終年度の目標値は、重要評価指標として、ゴールまでのプロセスの達成状況を定点観測するための定量的な指標とします

<注2>：該当する児童生徒の比率については、「端末を使用させている教員の比率」「授業を実施している教員の比率」を把握し、代替的に評価します。
把握に当たっては、教育委員会が毎年実施している『教員ICT利活用調査』により把握します

基本方針1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

推進目標 共生社会実現に向けて、特別な配慮を要する子どもたちの教育を充実させる

趣旨	・ 不登校や病気療養等の長期欠席の児童生徒、特別な支援を要する児童生徒、外国籍の児童生徒一人一人の状況に寄り添い、個性に応じてICTを最適に活用することで、個々の可能性を引き出し、自分らしく能力を発揮することができるようにするために、ICTを活用した学習活動等の支援を行います。															
目指す姿	実現したいこと	・ 児童生徒一人一人の状況や個性に応じて、ICTを最適に活用した学習活動等を日常的に行うようにします。														
	最終年度（R11年度）の目標値	・ 以下のシーンで1人1台端末を「週3回以上」使用している児童生徒の比率（該当する場合の比率）<注1> -外国人児童生徒に対する学習活動等の支援：100%（R6年度：68.4%） -不登校児童生徒に対する学習活動等の支援：70%（R6年度：52.3%） -特別支援教育を受けている児童生徒に対する 学習活動等の支援：70%（R6年度：60.9%）														
実施内容 ・具体的 施策	以下児童生徒に対する学習活動等の支援 ①外国籍の児童生徒 ②不登校や病気療養等の長期欠席の児童生徒 ③特別な支援を要する児童生徒		<table><tr><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td colspan="3">教育委員会による 学習活動支援への ICT活用研究</td><td colspan="2">該当する学校での実践</td></tr></table>				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	教育委員会による 学習活動支援への ICT活用研究			該当する学校での実践	
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度									
教育委員会による 学習活動支援への ICT活用研究			該当する学校での実践													

＜注1＞：該当する児童生徒の比率については、「端末を使用させている学校の比率」を把握し、代替的に評価します。
把握に当たっては、教育委員会が毎年実施している『教員ICT利活用調査』により把握します

基本方針1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

推進目標 授業などでのICT機器の活用頻度を高める

趣旨	- ICTを活用した効果的な授業に欠かせない教員のICT活用指導力や児童生徒の情報活用能力は、実際のICTの活用を通じて発揮され、向上していきます。 - ICT活用には、主体的・対話的で深い学びの実現を念頭に、機器や機能の効果やメリットに照らし、活用のねらいや目的、場面を明確にするとともに、児童生徒自身がICTを自由な発想で活用できるよう授業デザインすることが重要です。																								
目指す姿	実現したいこと	全教員が授業にて日常的に、ICTを効果的に活用するようにします。																							
	最終年度（R11年度）の目標値	1人1台端末を授業で「週3回以上」使用している児童生徒の比率が100% <注1> (R6年度：61.5%)																							
実施内容 ・具体的 施策	<table><tr><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr><tr><td colspan="2">①ICT研修の強化（授業設計ワークショップ形式） ②ICTを活用した思考力・判断力・表現力育成 ③問題解決・探究における情報活用</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="2">更なるICT活用研修の企画・検討</td><td colspan="3">更なるICT活用研修の実施</td></tr><tr><td colspan="2">教育委員会による研究</td><td colspan="3">次期GIGA端末を活用した取り組み</td></tr></table>					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	①ICT研修の強化（授業設計ワークショップ形式） ②ICTを活用した思考力・判断力・表現力育成 ③問題解決・探究における情報活用					更なるICT活用研修の企画・検討		更なるICT活用研修の実施			教育委員会による研究		次期GIGA端末を活用した取り組み		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																				
	①ICT研修の強化（授業設計ワークショップ形式） ②ICTを活用した思考力・判断力・表現力育成 ③問題解決・探究における情報活用																								
更なるICT活用研修の企画・検討		更なるICT活用研修の実施																							
教育委員会による研究		次期GIGA端末を活用した取り組み																							

<注1>：該当する児童生徒の比率については、「端末を使用させている教員の比率」を把握し、代替的に評価します。
把握に当たっては、教育委員会が毎年実施している『教員ICT利活用調査』により把握します

基本方針2 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保

推進目標

教員がICTを活用して子どもたちの学習を支援する能力を高めることで効果的な授業を行う

趣旨

- ・ 児童生徒に対する授業の評価と、それに基づく指導の改善という形での指導と評価を一体化した取組が重要です。教材研究・授業の準備・評価においてICTを活用することで学習支援を充実させます。
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現には、教員による効果的なICT活用とともに、ICTを活用した児童生徒主導の学習活動のデザインが不可欠です。児童生徒主導の学習に際しては、情報モラル・情報セキュリティの指導も欠かせません。

目指す姿

実現したいこと

- ・ 全教員が多様な学習場面において、児童生徒主体の効果的なICT活用を指導できるようにします。

最終年度
(R11年度)
の目標値 <注1>

- ・ 「児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する」に「できる」「ややできる」と回答した教員の比率100% (R6年度：71.3%)

実施内容 ・ 具体的 施策

- ①ICT研修の強化(授業設計ワークショップ形式)
- ②ICTを活用した指導と評価の一体化
- ③情報モラル・情報セキュリティ指導力強化

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
更なるICT活用研修の企画・検討		更なるICT活用研修の実施		
教育委員会による研究		各小中学校での実践		
モデル授業の開発		次期GIGA端末を活用した取り組み		

<注1>：教育委員会が毎年実施している『教員ICT利活用調査』により把握します

基本方針2 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保

推進目標

一人一人の理解度に応じた効果的な学習や子どもたちが協力して深い理解や知識を創り出す学習にICT端末を活用する

趣旨	- グローバル化が進み、変化が激しく予測困難な時代において、子どもたちには、解のない問いに対しても多様な他者との対話を通じ、思考力・判断力・表現力等を発揮しながら粘り強く取り組み、新たな解を創り出す力が求められます。 - こうした能力の育成には、主体的・対話的で深い学びの実現を念頭に、ICTを活用して一人一人の理解度や興味に応じた個別最適な学びと、児童生徒が対話しながら深い理解や知識を創り出す協働的な学びを一体的に充実させることが必要です。						
目指す姿	実現したいこと	教員が授業等で日常的に個別最適な学びと協働的な学びを一体的にデザインするようにします。					
	最終年度（R11年度）の目標値 <注1>	協働的な学び（他者とのやりとりを通じて、児童生徒の深い理解を促す活動）で1人1台端末を週1回以上使用させている教員の比率が70%（R6年度：51.9%）					
実施内容・具体的施策	①主体的・対話的で深い学びの実現 ②ICT研修の強化（授業設計ワークショップ形式） ③教員悉皆の研究・公開授業の推進 ④少人数習熟度別・課題別指導の導入		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			教育委員会による研究		各小中学校での実践		
			更なるICT活用研修の企画・検討		更なるICT活用研修の実施		
			教員悉皆の研究・公開授業の検討		教員悉皆の研究・公開授業の実践		
			少人数習熟度別・課題別指導の研究		各小中学校での実践		

<注1>：教育委員会が毎年実施している『教員ICT利活用調査』により把握します

基本方針2 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保

推進目標 ICT支援員の活用により教員のICT活用を促進する

趣旨	- ICT活用に係る学校間・教員間の格差を最小化するためには、全教員による効果的なICT活用が求められます。これに向け、ICT活用が芳しくない教員や不安を持つ教員を含む全教員が、ICT支援員を活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行います。 - 変化の激しい時代を生き抜き、生涯学び続ける児童生徒の育成のためには、教員自身が社会の変化に即応し、学び続けることが求められます。						
目指す姿	実現したいこと	全教員がICT支援員を活用して主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うようにします。					
	最終年度（R11年度）の目標値 <注1>	ICT支援員による支援を受けて授業づくり（授業改善、授業での効果的なICT活用の案出し、他校でのICT実践事例の照会、授業で使用するデジタル教材の作成）をしている教員の比率が100%（R6年度：43.9%）					
実施内容 ・具体的 施策			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	①ICT支援員によるICT研修の強化		ICT支援員によるICT活用研修の企画		各小中学校での実践		
	②ICT支援員による授業づくり提案の推進		ICT支援員による授業づくり提案の検討		ICT支援員による授業づくり提案の推進		
	③主体的・対話的で深い学びの実現		教育委員会による研究		各小中学校での実践		

<注1>：教育委員会が毎年実施している『教員ICT利活用調査』により把握します

基本方針3 ICTを安心・安全にいつでも使える環境の整備

推進目標

端末や校内ネットワーク環境、大型提示装置等の学校ICT環境の整備を推進する（ハードウェア・ソフトウェア・ネットワークの整備）

趣旨

- 単にGIGA端末を配付するのみならず、児童生徒同士で協働学習を行ったり、発表活動や表現活動を行うことができる環境整備など、ハードウェア・ソフトウェアに加え高速大容量のネットワーク環境の強化や大型提示装置等の学校ICT環境の整備を一層推進することが求められます。

目指す姿

実現したいこと

- 質・量ともに十分な水準のハードウェア・ソフトウェア・ネットワークの整備を図ります。

最終年度
(R11年度)
の目標値<注1>

- 「GIGA端末に十分なソフトウェア・コンテンツが提供されている」と感じる教員の割合 80% (R6年度：64.9%)
- 指導者用端末・大型提示装置等の機器が十分に整備されている」と感じる教員の割合 80% (R6年度：[指導者用端末]69.2%・[大型提示装置]70.3%)
- 「十分なNW速度が確保されている」<注2> と感じる教員の割合100% (R6年度：[速度]62.9%・[繋がりやすさ]59.4%)

実施内容 ・具体的 施策

- ①次期GIGA端末の選定、配備
- ②指導者用端末・大型提示装置等の更新
- ③NW速度のアセスメントの実施、改善



<注1>：教育委員会が毎年実施している『教員ICT利活用調査』およびネットワークアセスメントにより把握します

<注2>：通信速度に加え、繋がりやすさも評価対象とします

基本方針3 ICTを安心・安全にいつでも使える環境の整備

推進目標 教育の情報化を支える体制を充実させる（体制整備）

趣旨	- ICT環境が激変するなか、教員及び児童生徒が、学校において安心してICTを活用できるようにすることが必要不可欠であり、引き続き組織として情報セキュリティレベルを維持・向上する必要があります。 - 情報セキュリティの脅威や技術等のICT環境の変化、学校監査や自己点検の結果等を踏まえ、不断の対策基準の見直しを行う必要があります。						
目指す姿	実現したいこと	教員が学校の情報資産を取り扱う際に遵守すべき事項を理解し、適切に保護・利用するとともに、学校の情報セキュリティを向上します。					
	最終年度（R11年度）の目標値	- 重大インシデントの発生件数0件 <注1>（R6年度：0件） 「情報セキュリティポリシーガイドライン等を理解している」教員の割合100% <注2>（R6年度：69.7%）					
実施内容 ・具体的 施策			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	①情報セキュリティポリシーガイドライン等の見直し、運用		不断の見直し、運用				
			実効性を高めるためのツール類 <注3> の作成、配付、研修				
	②情報化推進リーダーの位置づけの明確化		教育委員会による明確化、見直し		各小中学校での運用		
	③「GIGAスクール研修」「ICT校内研修」の強化		実施、強化				

<注1>：教育委員会が認知しているもの

<注2>：教育委員会が毎年実施している『教員ICT利活用調査』により把握します

<注3>：例として「情報セキュリティハンドブック」「情報セキュリティセルフチェックシート」など。

基本方針3 ICTを安心・安全にいつでも使える環境の整備

推進目標 非常時等のICT活用体制を整備する（臨時休業時等のICT活用）

趣旨	- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休業や変則的な授業の実施の際に、1人1台端末を活用した学校が少なくありませんでした。 - 今後、インフルエンザなどの季節性の感染症や、台風・大雪などの気象状況、大地震などの自然災害といった事由によって、児童生徒の登校が困難になるなど、通常の授業を行うことが困難な場合も想定されることから、そのような場合に備えたICT活用体制の整備が求められます。						
目指す姿	実現したいこと	非常時にもICTを活用して必要十分な授業を継続することができるようにします。					
	最終年度 (R11年度) 注1> の目標値	ICT環境面でも、体制面でも「同時双方向型のウェブ会議システムを活用したオンライン学習がすべての教員によって実施可能」な学校の割合100% (R6年度：[実行計画・手法策定]43.4%・[実施体制整備]36.4%)					
実施内容 ・具体的 施策	<注2> ①非常時対応手順書・計画書 策定 ②非常時を想定した授業実施の訓練		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			教育委員会による研究		各小中学校での手順書・計画書の策定		

<注1>：教育委員会が毎年実施している『教員ICT利活用調査』において、学校を代表してなされた回答により把握します

<注2>：例として「学校版BCP（事業継続計画：Business Continuity Plan）」。実情に応じて、マニュアルや手順書などを想定。

基本方針4 ICT推進体制の整備と校務の改善

推進目標

ICTを活用した校務の効率化・事務作業負担の軽減を進める（校務DX(デジタルトランスフォーメーション)）

趣旨	- 教員が校務などの業務に追われ、長時間労働が起きやすくなっていることは、教員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの観点から問題なだけではなく、教員が児童生徒と向き合う時間が減少してしまうという教育上の問題もあります。 - ICTの活用により、校務DXの推進が期待でき、より多くの学校が、ICTを活用した校務の効率化に取り組むことが有効と考えられます。						
目指す姿	実現したいこと	各小中学校の創意工夫を活かし、業務の実情に即したICTの活用を推進することで教員の負担軽減を図ります。					
	最終年度（R11年度）の目標値 <注1>	「ICTを活用した校務の効率化（事務の軽減）の優良事例（文部科学省WEBサイト <注2>で取り上げられているICTを活用した取組）」 - を十分に取り入れている学校の割合 70%（R6年度：53.5%） <注3>					
実施内容 ・具体的 施策			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	①次世代校務システムの導入		教育委員会による導入検討				導入
	②教育データ・校務データの連携推進		教育委員会による検討		各小中学校での導入・活用		
	③校務 <注4> へのICTの導入・活用						
			教育委員会による研究				

<注1>：教育委員会が毎年実施している『教員ICT利活用調査』において、学校を代表してなされた回答により把握します

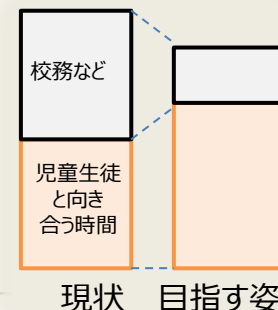
<注2>：『全国の学校における働き方改革事例集』、『StuDXStyleウェブサイト』

<注3>：紹介されている17の取組のうち、過半を取り入れている学校を「十分」とみなします

<注4>：学習評価、出欠・保健情報管理、保護者対応、施設管理、会議・情報共有、会計・集金、サービス管理、など

基本方針4 ICT推進体制の整備と校務の改善

推進目標		ICTを活用することにより教員が児童生徒と向き合う時間を増加させる（教員の時間創造）				
趣旨	- 教員の勤務時間のうち、校務などの業務に充てる時間の比率が相対的に高くなっていることにより、学習指導・部活動・メンタルケアなど、教員が児童生徒と向き合う時間が確保できない問題もあります。 - ICTの活用により、校務などの効率化を図り、結果的に教員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保するべきです。 校務など 児童生徒と向き合う時間 現状 目指す姿					
目指す姿	実現したいこと	教員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保します。				
	最終年度（R11年度）の目標値 <注1>	「ICTの活用によって、学習指導など児童生徒と向き合う時間が前年度より増加した」と感じる教員の割合70%（R6年度：50.2%）				
実施内容・具体的施策						
	①校務等 <注2> へのICTの導入・活用		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
			教育委員会による研究			
			各小中学校での導入・活用			



<注1>：教育委員会が毎年実施している『教員ICT利活用調査』により把握します

<注2>：『校務DX』の項で想定した業務に加え、学習指導、生徒指導、進路指導、特別活動、部活動、研修・研究など

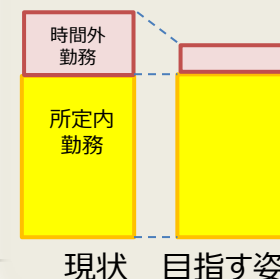
基本方針4 ICT推進体制の整備と校務の改善

推進目標

ICTを活用することにより教員のワーク・ライフ・バランスを向上させる（教員の働き方改革）

趣旨

- ・ 教員の勤務時間の長時間化により、教員の家庭生活が犠牲になったり、教員が健康を害したりすることがないように、適切なマネジメントが求められます。
- ・ このことから、ICTを活用することにより業務の効率化を図り、多くの教員の時間外勤務が減少し、ワーク・ライフ・バランスが満たされる状態を実現すべきです。



目指す姿

実現したいこと

- ・ 教員の勤務時間全体を短縮することによって、結果的に時間外勤務時間を抑制します。

最終年度（R11年度）の目標値 <注1>

- ・ 「ICTの活用によって、教員の校務にかかる時間や負担が前年度より軽減された」と感じる教員の割合70%（R6年度：59.0%）

実施内容・具体的施策

- ①校務等<注2>へのICTの導入・活用
- ②時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の実現
- ③働き方改革の意識向上

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育委員会による研究				
			各小中学校での導入・活用	
教育委員会による研究		各小中学校での実践		
教育委員会による啓発（在校時間の把握、服従管理体制の確保など）				

<注1>：教育委員会が毎年実施している『教員ICT利活用調査』により把握します

<注2>：『校務DX』の項で想定した業務に加え、学習指導、生徒指導、進路指導、特別活動、部活動、研修・研究など